明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三一三）　二

〔官庁報告〕
官庁事項
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（農林水産省）　六
口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（同）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
平成二十四年度に環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格審査関係　三五
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
特定計量器型式承認、企業年金基金解散・清算人就任関係　八五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八六
会社その他
会社決算公告　八九

本号で公布された法令のあらまし

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三一三号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、沖縄県、神奈川県及び宮崎県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年記念貨幣のうち、五〇〇円の貨幣の発行枚数を三、五六一万枚、一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数を二二〇万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。